

平成三十一年一月二十八日提出
質 問 第 八 号

「マイナポータル」に関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

「マイナポータル」に関する質問主意書

政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」について、以下質問します。

- 一 スマートフォンからマイナポータルへアクセスするには、専用の「マイナポータルアプリケーション」をスマートフォンへインストールする必要があります。しかし、この「マイナポータルアプリケーション」は、多くの国民が利用しているiPhoneには対応しておらず、内閣府のホームページにおいても対応時期は「未定」となっています。一方、Androidについても、「マイナポータルアプリケーション」の対応機種は一部に留まっています。マイナポータルは税金で構築されており、多くの国民がベネフィットを享受できるものにするべきと考えますが、政府の見解を伺います。

- 二 マイナポータルの利用状況について、サービス開始から現時点までのアクセス件数の動向を、根拠を示しつつ明らかにされたい。

- 三 内閣府のホームページによると「子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）」は二〇一七年七月十八日からサービス開始、同年十月七日からはマイナンバーカードを活用した署名付き電子申請を開始しており、利用者は役所へ出向くことなくオンライン申請が可能、と表記されています。サービス開始か

ら現時点までにおいて、「子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）」のアクセス件数及び「同サービスにおけるオンライン申請」の申請件数の動向を、根拠を示しつつ明らかにされたい。

四 スマートフォンからマイナポータルを利用する際には、マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの背面のICカードリーダーに「マイナンバーカード」を当てて、マイナンバーカードのICチップの秘密鍵と電子証明書を利用する必要があります。マイナポータルへの「アクセスのし易さ」を考えるならば、スマートフォンさえあれば、国民誰もが「いつでも」「どこでも」マイナポータルにアクセス出来る環境整備が本来のあるべき姿だと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。